

令和7年度分 市民税・県民税申告の手引き

今年の市民税・県民税の申告期限は 3月17日(月) です。申告が必要な方は、期限までに申告をお願いします。 呉市

申告会場のご案内

申告の受付は、**番号札(当日分)の配付**または**事前予約**により行います。会場整理の都合上、**予約者を優先してご案内します。**
受付人数に限りがありますので、受付終了時間前に番号札の配付を終了する場合があります。

市役所本庁会場(市民税課(3階))

受付時間 8時30分～12時、13時～17時
(3月17日(月)は16時まで)

日 程	会 場
2月17日(月)	市役所本庁会場 (市民税課(3階))
2月18日(火)	
2月19日(水)	
2月20日(木)	
2月21日(金)	
2月25日(火)	
2月27日(木)	
2月28日(金)	
3月3日(月)	
3月5日(水)	
3月6日(木)	
3月7日(金)	
3月10日(月)	
3月11日(火)	
3月12日(水)	
3月13日(木)	
3月14日(金)	
3月17日(月) 16時まで	

※2月26日(水)及び
3月4日(火)は本庁会場は
受け付けせず、出張会場
のみとなります。

出張会場

受付時間 9時～12時、13時～16時
(駐車場に限りがあるため、なるべく公共交通機関を利用してください。)

地 区	日 程	会 場
宮 原	2月3日(月)	宮 原 支 所
川 尻	2月4日(火)	川 尻 市 民 セ ン タ ー
広	2月5日(水)～7日(金)	広 市 民 セ ン タ ー
安 浦	2月12日(水)～14日(金)	安浦まちづくりセンター
天 応	2月14日(金)	天 応 市 民 セ ン タ ー
豊	2月17日(月)・18日(火)	豊まちづくりセンター
豊 浜	2月19日(水)	豊浜まちづくりセンター
下蒲刈	2月20日(木)	下蒲刈まちづくりセンター
蒲 刈	2月21日(金)	蒲 刈 市 民 セ ン タ ー
音 戸	2月26日(水)・27日(木)	音 戸 市 民 セ ン タ ー
倉 橋	2月28日(金)	くらはし桂浜温泉館
昭 和	3月4日(火)・5日(水)	昭 和 市 民 セ ン タ ー
阿 賀	3月6日(木)・7日(金)	阿 賀 市 民 セ ン タ ー
吉 浦	3月11日(火)	吉 浦 市 民 セ ン タ ー
仁 方	3月12日(水)	仁 方 市 民 セ ン タ ー
警固屋	3月13日(木)	警 固 屋 支 所
郷 原	3月14日(金)	郷 原 市 民 セ ン タ ー

申告について
(呉市ホームページ)

詳しくは
こちら



※確定申告のうち、住宅借入金等特別控除、土地・建物の譲渡所得、先物取引の雑所得、株式の譲渡所得、上場株式などの配当所得、山林所得などを申告される方は、税務署で申告してください。

申告受付の事前予約について

呉市LINE公式アカウントから事前予約ができます。(今年度からLINEを利用した予約方法に変更しました。)

- 予約受付期間 令和7年1月22日(水) 11時～予約対象日の2日前(土日曜日・祝日を除く)の17時まで。
- 予約のキャンセル 予約完了画面のキャンセルボタンから予約対象日の2日前(土日曜日・祝日を除く)の17時まで行えます。

以下の方法により、呉市LINE公式アカウントのプロフィールページにアクセスして、「友だち追加」をしていた
だき、「手続など」のところにある「相談・イベント・講座予約」から予約してください。

申告予約について
(呉市ホームページ)

詳しくは
こちら



呉市 申告 予約 検索

STEP 1 (友だち追加)

右のQRコードを読み込むまたは「友
だち追加」から「@kurecity」で検索
※登録済みの方は、QRコードを読み
込んだ場合、予約画面に遷移



STEP 2 (予約手続)

「手続など」→「相談・イベント・
講座予約」→「市・県民税申告受付
予約」から必要事項を入力し予約

STEP 3 (申告当日)

予約時間の10分前に会場へ
※予約時間から15分以上遅れると、その予約
は無効となります。(例：9：00～9：30
の枠の場合、9：15を過ぎると無効)

郵送などによる申告について

申告会場は多くの方がお越しになり、例年大変混雑します。郵送による申告も受け付けておりますので、是非ご利用ください。

郵送で申告書を提出される場合は、**マイナンバーの確認と本人確認ができるものの写し**を同封してください。

各出張会場と市民税課に設置する申告書専用ポスト、または各市民センター窓口で提出する場合は切手不要です。

下記URLよりご自宅などで申告書が作成できます。呉市ホームページからもアクセスできます。

https://jscloud.sunnet.co.jp/shiminzei_kure_R7/

申告書作成について
(呉市ホームページ)

詳しくは
こちら



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

申告書の提出先

〒737-8501

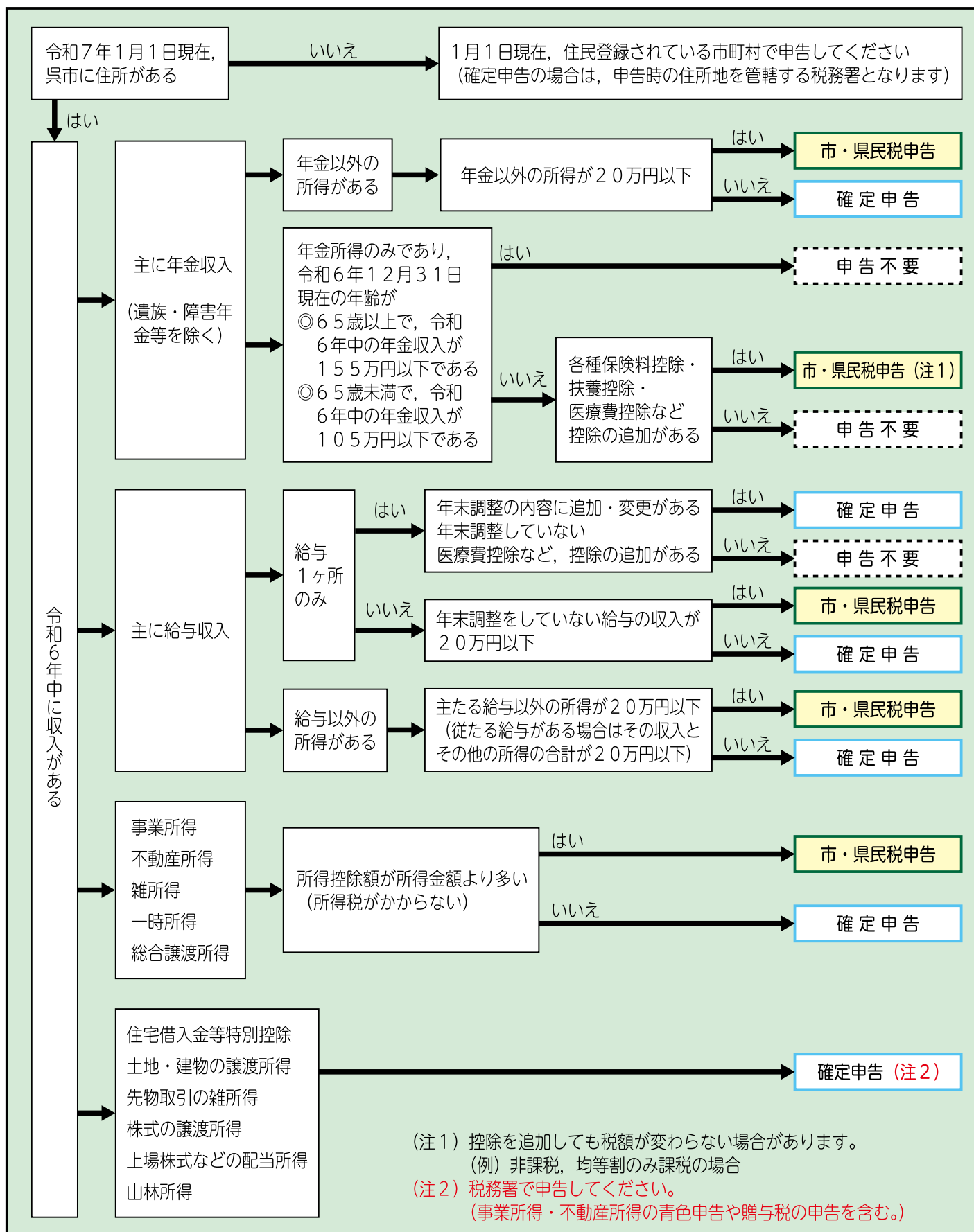
呉市役所 市民税課

【住所不要】

- 内容に不明な点がある場合は連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- 「市民税・県民税申告書」、「市民税・県民税申告の手引き」は、市民税課・各市民センターで配付
しています。
- ※前年に市民税・県民税申告による課税実績がある方などには、1月下旬に必要な書類を発送します。

市民税・県民税の申告に関するお問い合わせ先 呉市役所市民税課 電話 (0823) 25-3193～3197

申告が必要かどうか確認してみましょう



所得税の確定申告に関するお問い合わせ先 呉税務署 電話 (0823) 23 - 2424

所得税の確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

申告の際に必要なもの

1. 申告書
2. マイナンバーの確認と本人の確認に必要な書類
3. 給与・年金収入がある方は、源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書など
4. 営業・不動産・農業などの収入がある方は、収入と経費がわかる帳簿類、領収書など
※収入と経費がわかる帳簿類はあらかじめ作成しておいてください。
5. 生命保険・地震保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・国民年金・国民年金基金・任意継続などの各種保険料の支払額が証明できる書類（源泉徴収票に記載がある場合は不要です。）
6. 雑損控除を受ける方は、領収書、保険などで補填された金額がわかる書類
7. 従来の医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける方は、明細書
※医療費控除の明細書は、医療を受けた方、病院・薬局などの支払先ごとにまとめて記入してください。
※医療費控除の明細書の裏面に記載されてある添付又は提示が必要な書類の適用を受ける場合は書類を持参してください。
8. 障害者控除の適用を受ける方は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・年齢65歳以上で福祉事務所長等の認定を受けた場合はその認定書
9. 寄附金税額控除を受ける方は、領収書又は証明書
※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出されていても、市民税・県民税申告書を提出される場合は、領収書又は証明書が必要です。

～ 添付書類の一例 ～

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (ア)氏名	住所又は居所 (イ)住所	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	日
区分	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分								
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分								
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分								
本	入	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の額				
控除対象扶養親族の区分	障害者の区分	社会保険料の区分						
1 扶養	1 障害	1 社会保険料						
2 扶養	2 障害	2 社会保険料						
3 扶養	3 障害	3 社会保険料						
4 扶養	4 障害	4 社会保険料						
5 扶養	5 障害	5 社会保険料						
6 扶養	6 障害	6 社会保険料						
7 扶養	7 障害	7 社会保険料						
8 扶養	8 障害	8 社会保険料						
9 扶養	9 障害	9 社会保険料						
10 扶養	10 障害	10 社会保険料						
11 扶養	11 障害	11 社会保険料						
12 扶養	12 障害	12 社会保険料						
13 扶養	13 障害	13 社会保険料						
14 扶養	14 障害	14 社会保険料						
15 扶養	15 障害	15 社会保険料						
16 扶養	16 障害	16 社会保険料						
17 扶養	17 障害	17 社会保険料						
18 扶養	18 障害	18 社会保険料						
19 扶養	19 障害	19 社会保険料						
20 扶養	20 障害	20 社会保険料						
21 扶養	21 障害	21 社会保険料						
22 扶養	22 障害	22 社会保険料						
23 扶養	23 障害	23 社会保険料						
24 扶養	24 障害	24 社会保険料						
25 扶養	25 障害	25 社会保険料						
26 扶養	26 障害	26 社会保険料						
27 扶養	27 障害	27 社会保険料						
28 扶養	28 障害	28 社会保険料						
29 扶養	29 障害	29 社会保険料						
30 扶養	30 障害	30 社会保険料						
31 扶養	31 障害	31 社会保険料						
32 扶養	32 障害	32 社会保険料						
33 扶養	33 障害	33 社会保険料						
34 扶養	34 障害	34 社会保険料						
35 扶養	35 障害	35 社会保険料						
36 扶養	36 障害	36 社会保険料						
37 扶養	37 障害	37 社会保険料						
38 扶養	38 障害	38 社会保険料						
39 扶養	39 障害	39 社会保険料						
40 扶養	40 障害	40 社会保険料						
41 扶養	41 障害	41 社会保険料						
42 扶養	42 障害	42 社会保険料						
43 扶養	43 障害	43 社会保険料						
44 扶養	44 障害	44 社会保険料						
45 扶養	45 障害	45 社会保険料						
46 扶養	46 障害	46 社会保険料						
47 扶養	47 障害	47 社会保険料						
48 扶養	48 障害	48 社会保険料						
49 扶養	49 障害	49 社会保険料						
50 扶養	50 障害	50 社会保険料						
51 扶養	51 障害	51 社会保険料						
52 扶養	52 障害	52 社会保険料						
53 扶養	53 障害	53 社会保険料						
54 扶養	54 障害	54 社会保険料						
55 扶養	55 障害	55 社会保険料						
56 扶養	56 障害	56 社会保険料						
57 扶養	57 障害	57 社会保険料						
58 扶養	58 障害	58 社会保険料						
59 扶養	59 障害	59 社会保険料						
60 扶養	60 障害	60 社会保険料						
61 扶養	61 障害	61 社会保険料						
62 扶養	62 障害	62 社会保険料						
63 扶養	63 障害	63 社会保険料						
64 扶養	64 障害	64 社会保険料						
65 扶養	65 障害	65 社会保険料						
66 扶養	66 障害	66 社会保険料						
67 扶養	67 障害	67 社会保険料						
68 扶養	68 障害	68 社会保険料						
69 扶養	69 障害	69 社会保険料						
70 扶養	70 障害	70 社会保険料						
71 扶養	71 障害	71 社会保険料						
72 扶養	72 障害	72 社会保険料						
73 扶養	73 障害	73 社会保険料						
74 扶養	74 障害	74 社会保険料						
75 扶養	75 障害	75 社会保険料						
76 扶養	76 障害	76 社会保険料						
77 扶養	77 障害	77 社会保険料						
78 扶養	78 障害	78 社会保険料						
79 扶養	79 障害	79 社会保険料						
80 扶養	80 障害	80 社会保険料						
81 扶養	81 障害	81 社会保険料						
82 扶養	82 障害	82 社会保険料						
83 扶養	83 障害	83 社会保険料						
84 扶養	84 障害	84 社会保険料						
85 扶養	85 障害	85 社会保険料						
86 扶養	86 障害	86 社会保険料						
87 扶養	87 障害	87 社会保険料						
88 扶養	88 障害	88 社会保険料						
89 扶養	89 障害	89 社会保険料						
90 扶養	90 障害	90 社会保険料						
91 扶養	91 障害	91 社会保険料						
92 扶養	92 障害	92 社会保険料						
93 扶養	93 障害	93 社会保険料						
94 扶養	94 障害	94 社会保険料						
95 扶養	95 障害	95 社会保険料						
96 扶養	96 障害	96 社会保険料						
97 扶養	97 障害	97 社会保険料						
98 扶養	98 障害	98 社会保険料						
99 扶養	99 障害	99 社会保険料						
100 扶養	100 障害	100 社会保険料						

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 (ア)氏名	住所又は居所 (イ)住所	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	日
区分	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分								
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分								
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分								
本	入	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の額				
控除対象扶養親族の区分	障害者の区分	社会保険料の区分						
1 扶養	1 障害	1 社会保険料						
2 扶養	2 障害	2 社会保険料						
3 扶養	3 障害	3 社会保険料						
4 扶養	4 障害	4 社会保険料						
5 扶養	5 障害	5 社会保険料						
6 扶養	6 障害	6 社会保険料						
7 扶養	7 障害	7 社会保険料						
8 扶養	8 障害	8 社会保険料						
9 扶養	9 障害	9 社会保険料						
10 扶養	10 障害	10 社会保険料						
11 扶養	11 障害	11 社会保険料						
12 扶養	12 障害	12 社会保険料						
13 扶養	13 障害	13 社会保険料						
14 扶養	14 障害	14 社会保険料						
15 扶養	15 障害	15 社会保険料						
16 扶養	16 障害	16 社会保険料						
17 扶養	17 障害	17 社会保険料						
18 扶養	18 障害	18 社会保険料						
19 扶養	19 障害	19 社会保険料						
20 扶養	20 障害	20 社会保険料						
21 扶養	21 障害	21 社会保険料						
22 扶養	22 障害	22 社会保険料						
23 扶養	23 障害	23 社会保険料						
24 扶養	24 障害	24 社会保険料						
25 扶養	25 障害	25 社会保険料						
26 扶養	26 障害	26 社会保険料						
27 扶養	27 障害	27 社会保険料						
28 扶養	28 障害	28 社会保険料						
29 扶養	29 障害	29 社会保険料						
30 扶養	30 障害	30 社会保険料						
31 扶養	31 障害	31 社会保険料						
32 扶養	32 障害	32 社会保険料						
33 扶養	33 障害	33 社会保険料						
34 扶養	34 障害	34 社会保険料						
35 扶養	35 障害	35 社会保険料						
36 扶養	36 障害	36 社会保険料						
37 扶養	37 障害	37 社会保険料						
38 扶養	38 障害	38 社会保険料						
39 扶養	39 障害	39 社会保険料						
40 扶養	40 障害	40 社会保険料						
41 扶養	41 障害	41 社会保険料						
42 扶養	42 障害	42 社会保険料						
43 扶養	43 障害	43 社会保険料						
44 扶養	44 障害	44 社会保険料						
45 扶養	45 障害	45 社会保険料						
46 扶養	46 障害	46 社会保険料						
47 扶養	47 障害	47 社会保険料						
48 扶養	48 障害	48 社会保険料						
49 扶養	49 障害	49 社会保険料						
50 扶養	50 障害	50 社会保険料						
51 扶養	51 障害	51 社会保険料						
52 扶養	52 障害	52 社会保険料						
53 扶養	53 障害	53 社会保険料						
54 扶養	54 障害							

市民税・県民税申告書の記入例

◎令和6年1月1日から令和6年12月31日までの状況について、5ページからの説明をよく読み、番号に沿って記入してください。

黒い太枠内①②の事項は、必ず記入してください。

記入できる方は、緑・赤・青枠③～⑤も記入をお願いします。

添付いただいた源泉徴収票に被扶養者の氏名や障害者控除等の記載があったとしても、申告書に記入がない場合は、控除を受けられません。

令和7年度分 市民税・県民税申告書

呉市長あて
提出日 年 月 日
受付印

現住所 呉市中央4丁目1-6

フリガナ クレシ タロウ

氏名 呉市 太郎

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 < 申告者のマイナンバーを記入してください。

職業 無職 世帯主の氏名及び続柄 呉市 太郎(本人) 生年月日 大正 昭和 平成 令和 30 年 5 月 5 日 電話番号 25 - △ △ △ △

④ 社会保険料控除
国民健康保険料 105,700 円 後期高齢者医療保険料 58,000 円 介護保険料 71,000 円
国民年金保険料 円 その他() 円 社会保険料合計 234,700 円

⑤ 生命保険料控除
新生命保険料 円 旧生命保険料 円
新個人年金保険料 円 旧個人年金保険料 円 介護医療保険料 円
8,000 120,000 250,000

⑥ 地震保険料控除
地震保険料 円 旧長期損害保険料 円
6,400

⑦ 所得から差し引かれる金額に関する事項
⑦ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑧ 障害者控除
氏名 呉市 太郎 障害の程度 身 精療他 4 級
身 精療他 級
⑨ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
氏名 呉市 花子 生年月日 大 昭 平 33 年 1 月 2 日 配偶者の合計所得金額 万円
個人番号 3 6 2 8 4 3 9 1 0 3 2 8 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) ☐ 同居 ☒ 別居
氏名 呉市 椿 生年月日 大 昭 平 令 7 年 1 月 2 日 続柄 母 45 万円
個人番号 8 4 7 3 8 4 7 6 2 9 8 7 同居 ☒ 別居 ☐
氏名 呉市 大和 生年月日 大 昭 平 令 23 年 6 月 7 日 続柄 孫 万円
個人番号 3 8 4 9 8 7 3 9 3 4 3 3 同居 ☒ 別居 ☐
扶養親族など氏名を記入する方全員のマイナンバーを記入してください。
⑩ 16歳未満の扶養親族
16歳未満の扶養親族(長21.1.2以降生まれ)は、扶養控除の対象外ですが、非課税判定等に必要ですので記入してください。

⑪ 雑損控除
損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
年 月 日
損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額
円 円 円

⑫ 医療費控除
支払った医療費等 円 保険金などで補填される金額 円 セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には④「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
180,000 20,000

⑬ 収入金額等
事業 営業等 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
不動産 利子 配当 雑収入 公的年金等 給与 退職金 雑収入 合計
8,000 283,621 150,000 173,621 173,621 188,621
所得金額
社会保険料控除 234,700
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除 53,500
地震保険料控除 32,000
寡婦、ひとり親控除 26,000
勤労学生控除 33,000
配偶者(特別)控除 45,000
扶養控除 43,000
基礎控除 176,140
雑損控除 65,690
医療費控除 182,709
合計 182,709

⑭ 所得から差し引かれる金額
社会保険料控除 234,700
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除 53,500
地震保険料控除 32,000
寡婦、ひとり親控除 26,000
勤労学生控除 33,000
配偶者(特別)控除 45,000
扶養控除 43,000
基礎控除 176,140
雑損控除 65,690
医療費控除 182,709
合計 182,709

⑮ 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法
☐ 給与から天引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

7～11ページ『所得から差し引かれる金額』について参照

5～7ページ『収入金額等』『所得金額』について参照

訂正例

合 計	②⑧	1 8 2 7 0 9 0	1 8 8 0 0 0 0
配 当	⑤	1 5 0 0 0 0 0	
給 与	⑥	2 0 0 0 0 0 0	

7～11ページ『所得から差し引かれる金額』について参照

『収入金額等』『所得金額』について

記入例③

次の説明を参考に、

『収入 - 必要経費 = 所得』

を計算してください。

収入・・・申告書おもて面『1 収入金額等』の「ア～シ」
所得・・・申告書おもて面『2 所得金額』の「①～②」

所得の種類	概 要	必要経費等																						
事業	① 営業等 ② 農 業	その収入を得るために要した費用（売上原価・地代・雇人費・減価償却費・事業用固定資産税等の租税公課・修繕費・損害保険料など） ★生活費は含みません。 ○所得①②③の収入・必要経費はうら面7欄に記入 ○内訳は、別紙『収支計算書』に記入																						
③ 不動産	貸家・貸室・貸事務所・貸アパート・貸住宅・月極駐車場・借地権設定などによる所得																							
④ 利 子	国外で支払われる預貯金の利子など国内で所得税が源泉徴収されないものなどによる所得	なし																						
⑤ 配 当	株式・出資金などの利益の配当、投資信託等（一部除く）の収益の分配などによる所得 内訳は申告書うら面 3 欄に記入	株式の取得や出資のために借り入れた負債の利子																						
⑥ 給 与	俸給・給与・賃金・歳費・賞与などの所得 〈給与所得の求め方〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額 (a)</th><th>給与所得の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1,618,999 円</td><td>(a)－550,000 円</td></tr> <tr> <td>1,619,000～1,619,999 円</td><td>1,069,000 円</td></tr> <tr> <td>1,620,000～1,621,999 円</td><td>1,070,000 円</td></tr> <tr> <td>1,622,000～1,623,999 円</td><td>1,072,000 円</td></tr> <tr> <td>1,624,000～1,627,999 円</td><td>1,074,000 円</td></tr> <tr> <td>1,628,000～1,799,999 円</td><td>(a)÷4＝ (b)×2.4＋100,000 円</td></tr> <tr> <td>1,800,000～3,599,999 円</td><td>(b) ,000円 (b)×2.8－80,000 円</td></tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999 円</td><td>(千円未満切捨て) (b)×3.2－440,000 円</td></tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999 円</td><td>(a)×0.9－1,100,000 円</td></tr> <tr> <td>8,500,000 円～</td><td>(a)－1,950,000 円</td></tr> </tbody> </table> マイナスの時は0円 (c) 円 次頁に続く	給与収入金額 (a)	給与所得の金額	1～1,618,999 円	(a)－550,000 円	1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円	1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円	1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円	1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円	1,628,000～1,799,999 円	(a)÷4＝ (b)×2.4＋100,000 円	1,800,000～3,599,999 円	(b) ,000円 (b)×2.8－80,000 円	3,600,000～6,599,999 円	(千円未満切捨て) (b)×3.2－440,000 円	6,600,000～8,499,999 円	(a)×0.9－1,100,000 円	8,500,000 円～	(a)－1,950,000 円	ポイント - 給与収入金額(a)とは・・・源泉徴収票の「支払金額」です。手取り額や源泉徴収税額などを差し引いた後の金額ではありません。 - 源泉徴収票が複数ある場合・・・すべての「支払金額」を合計して(a)に記入し、給与所得金額を計算してください。 - 源泉徴収票が未交付、紛失している場合・・・源泉徴収票は支払元の事業所が作成します。事業所で交付を受けてください。 - 源泉徴収票の取得が不可能な場合・・・申告書うら面の 6 欄にできるだけ正確に記入してください。この場合、「収入金額合計」を(a)に記入し、給与所得金額を計算してください。
給与収入金額 (a)	給与所得の金額																							
1～1,618,999 円	(a)－550,000 円																							
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円																							
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円																							
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円																							
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円																							
1,628,000～1,799,999 円	(a)÷4＝ (b)×2.4＋100,000 円																							
1,800,000～3,599,999 円	(b) ,000円 (b)×2.8－80,000 円																							
3,600,000～6,599,999 円	(千円未満切捨て) (b)×3.2－440,000 円																							
6,600,000～8,499,999 円	(a)×0.9－1,100,000 円																							
8,500,000 円～	(a)－1,950,000 円																							

所得の種類	概 要																																																												
⑥ 給 与	下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。 1 給与収入金額（a）が850万円を超え、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合。 （1）本人が特別障害者に該当する。 （2）年齢23歳未満の扶養親族を有する。 （3）特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。 1に該当の方は申告書 うら面 15 欄に記入 所得金額調整控除額＝〔給与収入金額（a）（給与等の収入が 1,000万円を超える場合には1,000万円）－850万円〕×10%＝ 小数点切上げ (d) この控除は、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。 2 給与所得控除後の給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額（c）と公的年金等に係る雑所得（P7参照）の金額の合計額が10万円を超える場合。 所得金額調整控除額＝〔給与所得金額（c）（10万円を超える場合は10万円）＋ 公的年金等に係る雑所得の金額（P7参照）（10万円を超える場合は10万円）〕－10万円 ＝ (e) ↓ 給与所得金額 (c)－(d)－(e) → 申告書おもて面 2 欄「⑥」へ転記																																																												
⑦ 公的年金等	公的年金等の所得＋業務に係る雑所得＋その他の雑所得 ＝ ⑩雑所得 国民年金・厚生年金・共済年金・船員年金・恩給等による所得 （遺族年金、扶助料、障害年金は含まれません。） ＜公的年金等の所得の求め方＞ 公的年金等の収入金額 （源泉徴収票の支払金額） (a) 円 → 申告書おもて面 1 欄「キ」へ転記 65歳未満の方の所得計算表（昭和35年1月2日以後に生まれた方） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">公的年金等の 収入金額 (a)</th><th colspan="3">公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)</th></tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)</th></tr> <tr> <th>1,000万円以下の場合</th><th>1,000万円を超え 2,000万円以下の場合</th><th>2,000万円を超える場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1,299,999円</td><td>(a)－600,000円</td><td>(a)－500,000円</td><td>(a)－400,000円</td></tr> <tr> <td>1,300,000～4,099,999円</td><td>(a)×0.75－275,000円</td><td>(a)×0.75－175,000円</td><td>(a)×0.75－75,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,000～7,699,999円</td><td>(a)×0.85－685,000円</td><td>(a)×0.85－585,000円</td><td>(a)×0.85－485,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,000～9,999,999円</td><td>(a)×0.95－1,455,000円</td><td>(a)×0.95－1,355,000円</td><td>(a)×0.95－1,255,000円</td></tr> <tr> <td>10,000,000円～</td><td>(a)－1,955,000円</td><td>(a)－1,855,000円</td><td>(a)－1,755,000円</td></tr> </tbody> </table> 65歳以上の方の所得計算表（昭和35年1月1日以前に生まれた方） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">公的年金等の 収入金額 (a)</th><th colspan="3">公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)</th></tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)</th></tr> <tr> <th>1,000万円以下の場合</th><th>1,000万円を超え 2,000万円以下の場合</th><th>2,000万円を超える場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3,299,999円</td><td>(a)－1,100,000円</td><td>(a)－1,000,000円</td><td>(a)－900,000円</td></tr> <tr> <td>3,300,000～4,099,999円</td><td>(a)×0.75－275,000円</td><td>(a)×0.75－175,000円</td><td>(a)×0.75－75,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,000～7,699,999円</td><td>(a)×0.85－685,000円</td><td>(a)×0.85－585,000円</td><td>(a)×0.85－485,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,000～9,999,999円</td><td>(a)×0.95－1,455,000円</td><td>(a)×0.95－1,355,000円</td><td>(a)×0.95－1,255,000円</td></tr> <tr> <td>10,000,000円～</td><td>(a)－1,955,000円</td><td>(a)－1,855,000円</td><td>(a)－1,755,000円</td></tr> </tbody> </table> ↓ 次頁に続く	公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	1～1,299,999円	(a)－600,000円	(a)－500,000円	(a)－400,000円	1,300,000～4,099,999円	(a)×0.75－275,000円	(a)×0.75－175,000円	(a)×0.75－75,000円	4,100,000～7,699,999円	(a)×0.85－685,000円	(a)×0.85－585,000円	(a)×0.85－485,000円	7,700,000～9,999,999円	(a)×0.95－1,455,000円	(a)×0.95－1,355,000円	(a)×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	(a)－1,955,000円	(a)－1,855,000円	(a)－1,755,000円	公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	1～3,299,999円	(a)－1,100,000円	(a)－1,000,000円	(a)－900,000円	3,300,000～4,099,999円	(a)×0.75－275,000円	(a)×0.75－175,000円	(a)×0.75－75,000円	4,100,000～7,699,999円	(a)×0.85－685,000円	(a)×0.85－585,000円	(a)×0.85－485,000円	7,700,000～9,999,999円	(a)×0.95－1,455,000円	(a)×0.95－1,355,000円	(a)×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	(a)－1,955,000円	(a)－1,855,000円	(a)－1,755,000円
公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)																																																												
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)																																																												
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合																																																										
1～1,299,999円	(a)－600,000円	(a)－500,000円	(a)－400,000円																																																										
1,300,000～4,099,999円	(a)×0.75－275,000円	(a)×0.75－175,000円	(a)×0.75－75,000円																																																										
4,100,000～7,699,999円	(a)×0.85－685,000円	(a)×0.85－585,000円	(a)×0.85－485,000円																																																										
7,700,000～9,999,999円	(a)×0.95－1,455,000円	(a)×0.95－1,355,000円	(a)×0.95－1,255,000円																																																										
10,000,000円～	(a)－1,955,000円	(a)－1,855,000円	(a)－1,755,000円																																																										
公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)																																																												
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)																																																												
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合																																																										
1～3,299,999円	(a)－1,100,000円	(a)－1,000,000円	(a)－900,000円																																																										
3,300,000～4,099,999円	(a)×0.75－275,000円	(a)×0.75－175,000円	(a)×0.75－75,000円																																																										
4,100,000～7,699,999円	(a)×0.85－685,000円	(a)×0.85－585,000円	(a)×0.85－485,000円																																																										
7,700,000～9,999,999円	(a)×0.95－1,455,000円	(a)×0.95－1,355,000円	(a)×0.95－1,255,000円																																																										
10,000,000円～	(a)－1,955,000円	(a)－1,855,000円	(a)－1,755,000円																																																										

所得の種類		概 要	必要経費等
雑		↓ 公的年金等の所得金額 マイナスの時は0円 ↓ 業務に係る雑所得、その他の雑所得 のない方は申告書おもて面 ② 欄 「⑦」と「⑩」へ転記	1. 公的年金等の収入金額(a)とは… 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」 です。源泉徴収税額などを差し引いた後 の金額ではありません。 2. 源泉徴収票が複数ある場合… すべての「支払金額」を合計して(a)に記 入し、公的年金等の所得金額を計算して ください。 3. 源泉徴収票を紛失している場合… 各年金の支払元で再交付を受けてくださ い。額改定通知書等では代用できません。
	⑧ 業 務	副業に係る収入のうち営利を目的とした 継続的なものについての所得 内訳は申告書うら面 ⑨ 欄に記入	その収入を得るために支出した費 用、掛金等 ★最高55万円まで経費が認めら れる特例があります。この場合、 報酬等と個人年金を合わせた必 要経費の限度額も55万円になり ます。(詳しくは市民税課へ)
	⑨ その他	生命保険契約に基づく年金、互助年金など、 ほかの所得に当てはまらない所得 内訳は申告書うら面 ⑨ 欄に記入	
⑪ 総合課税の 譲 渡 所 得		船舶、会員権、機械器具等の資産の譲渡による所得 ★商品や原材料などのたな卸資産は除かれます。 コ 短期譲渡…取得の日から譲渡の日までの所有期間5年以下 サ 長期譲渡…取得の日から譲渡の日までの所有期間5年超 内訳は申告書うら面 ⑩ 欄に記入	取得及び譲渡に要した費用 ★ ① コ、サ、シ(一時)の欄は収 入金額から必要経費及び50万円 (特別控除)を引いた金額を記入 します。(1/2前) ★ ② ⑪の欄はコ+{(サ+シ)× 1/2}の金額を記入します。 (1/2後)
⑪ 一 時		生命保険・損害保険の満期返戻金、競輪・競馬の払戻金 (営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。) など一時的所得 内訳は申告書うら面 ⑩ 欄に記入	取得した費用、掛金等 ★収入-必要経費-50万円(特別 控除) = シ - シ×1/2 = ⑪ ※収入-必要経費がマイナスの場合、 一時所得は0円となります。

山林所得、土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得、先物取引に係る所得がある方は、『市民税・県民税申告書(分離課税等用)』を
あわせて提出してください。用紙は市役所及び各市民センターに準備しています。

『所得から差し引かれる金額』について

記入例245

次の説明を参考に、
 控除の内訳・・・申告書おもて面『③ 所得から差し引かれる金額に関する事項』
 控除額・・・申告書おもて面『④ 所得から差し引かれる金額』
 を記入してください。

種 類	控 除 の 概 要 と 控 除 額 等	
⑬ 社 会 保 険 料 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている、国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、雇用保険料等を前年中にあなたが支払ったり、あなたの給与・年金から差し引かれた場合に控除されます。 ★あなた以外の親族が受け取る年金から差し引かれた保険料(特別徴収分)は、あなたの控除の対象になりません。 ★年金から差し引かれた保険料(特別徴収分)については、年金の源泉徴収票の「社会保険料の額」欄に記載されています。	○支払った金額のわかる証明書又は領収書を添付してください。 申告書おもて面 ③ 「⑬社会保険料控除」の欄に、実際に支払った保険料の内訳を記入してください。 支払った金額の全額 ④ ⑬へ 円
⑭ 小 規 模 企 業 共 済 掛 金 控	前年中にあなたが支払った小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合、その合計額が控除されます。	○支払った金額のわかる証明書を添付してください。 支払った金額の全額 ④ ⑭へ 円

種 類	控 除 の 概 要 と 控 除 額 等										
⑮ 生 命 保 険 料 控 除 — 一 般 個 人 年 金 介 護 医 療	次の表に当てはめて、控除額を計算してください。 ★一般分・個人年金分・介護医療分をそれぞれ新旧に分けて計算し、最後に合計してください。										
	新制度の計算 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等の場合										
	新 生 命 保 険 料 支 払 額 →	年間合計 (a) 円									
	新 個 人 年 金 保 険 料 支 払 額 →	年間合計 (a) 円									
	介 護 医 療 保 険 料 支 払 額 →	年間合計 (a) 円									
	新 生 命 保 険 料 控 除 額 A	円									
	新 個 人 年 金 保 険 料 控 除 額 B	円									
	介 護 医 療 保 険 料 控 除 額 C	円									
	旧制度の計算 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等の場合										
	旧 生 命 保 険 料 支 払 額 →	年間合計 (b) 円									
旧 個 人 年 金 保 険 料 支 払 額 →	年間合計 (b) 円										
旧 生 命 保 険 料 控 除 額 D	円										
旧 個 人 年 金 保 険 料 控 除 額 E	円										
新制度と旧制度両方ある場合 ★新旧両方の掛金がある場合で、旧制度のみについて控除の適用を受ける場合の控除額が28,000円より多くなるときは、旧制度のみで控除の適用（上限35,000円）を受けることができます。											
A + D = F (上限28,000円) 円 B + E = G (上限28,000円) 円											
算出した ADF の中で 一番大きい額 算出した BEG の中で 一番大きい額 算出した C の額											
H	I	C									
円	円	円									
あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料又はあなたやあなたの配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合に控除されます。 (a)それぞれを表にあてはめてABCを計算します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>各(a)の保険料の支払額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000円</td> <td>(a)の金額全額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000円</td> <td>(a) × 0.5 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000円</td> <td>(a) × 0.25 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> 小数点以下切上げ		各(a)の保険料の支払額	控 除 額	～12,000円	(a)の金額全額	12,001～32,000円	(a) × 0.5 + 6,000円	32,001～56,000円	(a) × 0.25 + 14,000円	56,001円～	一律 28,000円
各(a)の保険料の支払額	控 除 額										
～12,000円	(a)の金額全額										
12,001～32,000円	(a) × 0.5 + 6,000円										
32,001～56,000円	(a) × 0.25 + 14,000円										
56,001円～	一律 28,000円										
(b)それぞれを表にあてはめてDEを計算します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>各(b)の保険料の支払額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15,000円</td> <td>(b)の金額全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円</td> <td>(b) × 0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円</td> <td>(b) × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 小数点以下切上げ		各(b)の保険料の支払額	控 除 額	～15,000円	(b)の金額全額	15,001～40,000円	(b) × 0.5 + 7,500円	40,001～70,000円	(b) × 0.25 + 17,500円	70,001円～	一律 35,000円
各(b)の保険料の支払額	控 除 額										
～15,000円	(b)の金額全額										
15,001～40,000円	(b) × 0.5 + 7,500円										
40,001～70,000円	(b) × 0.25 + 17,500円										
70,001円～	一律 35,000円										
○旧契約の一般の保険料で、支払った保険料が一契約9,000円を超える場合には、証明書を添付してください。その他の保険料については、支払金額の多少にかかわらず保険料控除証明書を添付してください。 申告書おもて面 ③「⑮生命保険料控除」の欄に、実際に支払った保険料支払額(a),(b)を記入してください。計算した控除額ではありません。 H + I + C (最高額は70,000円) ④ ⑮へ 円											

種 類	控 除 の 概 要 と 控 除 額 等															
⑯ 地 震 保 険 料 控 除	次の表に当てはめて、控除額を計算してください。		あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他に親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料及び平成18年12月31日までに締結し、保険期間が10年以上の、満期返戻金が支払われる契約で、平成19年1月1日以降に契約変更していない、長期損害保険料を支払った場合などに控除されます。 火災保険は対象になりません。 ○保険料控除証明書を添付してください。 申告書おもて面 ③「⑯地震保険料控除」の欄に、実際に支払った保険料支払額(a),(b)を記入してください。													
	地震保険料の計算 地震保険料支払額 年間合計 (a) 円 <table><tr><th colspan="2">控 除 額</th></tr><tr><td>(a)の金額の2分の1 小数点以下切上げ (控除限度額は 25,000円)</td><td></td></tr></table> 算出した 地震保険料控除額 A 円 旧長期損害保険料の計算 旧長期損害保険料支払額 年間合計 (b) 円 <table><tr><th>(b)の金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>～5,000円</td><td>(b)の金額全額</td></tr><tr><td>5,001～ 15,000円</td><td>(b)×0.5+2,500円 小数点以下切上げ</td></tr><tr><td>15,001円～</td><td>一律 10,000 円</td></tr></table> 算出した 旧長期損害保険料控除額 B 円 ★一つの契約で(a)と(b)両方ある場合はどちらかを選択			控 除 額		(a)の金額の2分の1 小数点以下切上げ (控除限度額は 25,000円)		(b)の金額	控 除 額	～5,000円	(b)の金額全額	5,001～ 15,000円	(b)×0.5+2,500円 小数点以下切上げ	15,001円～	一律 10,000 円	A+B (最高額は25,000円) ④ ⑯へ 円
	控 除 額															
	(a)の金額の2分の1 小数点以下切上げ (控除限度額は 25,000円)															
(b)の金額	控 除 額															
～5,000円	(b)の金額全額															
5,001～ 15,000円	(b)×0.5+2,500円 小数点以下切上げ															
15,001円～	一律 10,000 円															
⑰ 寡婦控除 (※3)	夫と死別又は離婚した後再婚をしていない方や夫が生死不明の方で、前年中の合計所得金額(※2)が500万円以下であり、かつ、子以外の扶養家族がある場合に控除されます。 夫と死別又は夫が生死不明の方で、前年中の合計所得金額(※2)が500万円以下の場合に控除されます。	260,000円	あなたが、左の要件のいずれかを満たす場合に控除されます。なお、住民票の続柄に「夫(未届)」・「妻(未届)」と記載がある方は、寡婦控除・ひとり親控除の対象外です。 申告書おもて面 ③「⑰寡婦控除」,「⑱ひとり親控除」の欄の、該当する箇所にチェックを入れてください。 ④の⑰か⑱へ 円													
⑱ ひとり親控除 (※3)	婚姻歴に関わらず、前年中の合計所得金額(※2)が500万円以下の単身者であり、かつ総所得金額等(※1)が48万円以下の生計を一にする子がある場合に控除されます。	300,000円														
⑲ 勤労学生控除 (※3)	大学、高等学校等の学生や生徒(通信学生を含む。)で、合計所得金額(※2)が75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合に控除されます。 申告書おもて面 ③「⑲勤労学生控除」の欄に学校名を記入してください。	260,000円		○学生証等を提示又は写しを添付してください。 ④ ⑲へ 円												
⑳ 障 害 者 控 除 (※3)	(a) 普通障害者 ○身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がある方 ○精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方 ○精神保健指定医などの判定により知的障害とされた方 ○福祉事務所に障害者として認定された方 など	260,000円	あなたや、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族(16歳未満を含む。)が、左の要件を満たす障害者である場合に控除されます。 ○障害者手帳等を提示又は写しを添付してください。 申告書おもて面 ③「㉑障害者控除」の欄に、該当者氏名、障害の程度を記入してください。 ④ ㉑へ 円													
	(b) 特別障害者 ○身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級の方 ○精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級・療育手帳㉑又はAの方 ○精神保健指定医などの判定により重度の知的障害とされた方 ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 など	300,000円														
	(c) 同居特別障害者 (b)に該当し、かつあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族と同居している場合	530,000円														

両方ある場合は合計額を ④ ⑲ ⑳へ

種 類		控 除 の 概 要 と 控 除 額 等						
① 配 偶 者 控 除 (※3)	前年中のあなたの合計所得金額(※2)が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額(※2)が48万円以下である場合に控除されます。 右の表により算出してください。 ★他の所得者の扶養親族とされる方や、事業専従者、内縁関係の妻(夫)は除きます。	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額			申告書おもて面 ③ 「①配偶者控除」の欄に、氏名、生年月日、個人番号を記入してください。 ④ ①へ 円	
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
		配偶者控除	70歳未満	48万円以下	330,000円	220,000円		110,000円
			70歳以上 (昭和30年1月1日以前生まれ)		380,000円	260,000円		130,000円
② 配 偶 者 特 別 控 除 (※3)	前年中のあなたの合計所得金額(※2)が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額(※2)が48万円を超え133万円以下である場合に控除されます。 右の表により算出してください。 ★夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。 ★事業専従者、内縁関係の妻(夫)は除きます。	配偶者特別控除	48万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	申告書おもて面 ③ 「②配偶者特別控除」の欄に、氏名、生年月日、配偶者所得、個人番号を記入してください。 ④ ②へ 円	
			100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円		
			105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円		
			110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円		
			115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円		
			120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円		
			125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円		
			130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円		
③ 同 一 生 計 配 偶 者 (※3)	あなたと生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額(※2)が48万円以下である方をいいます。 ★前年中のあなたの合計所得金額(※2)が1,000万円超である場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養の人数に含まれ、その同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除の適用を受けることができます。 ★他の所得者の扶養親族とされる方や、事業専従者、内縁関係の妻(夫)は除きます。						申告書おもて面 ③「①②同一生計配偶者」の欄の「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを入れ、氏名、生年月日、個人番号を記入してください。	
③ 扶 養 控 除 (※3) ・ 16歳未満の扶養親族 (※3)	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額(※2)が48万円以下の場合に控除されます。 ★親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。 ★他の所得者の扶養親族とされる方や、事業専従者は除きます。	年少扶養	平成21年1月2日 ～令和6年12月31日生まれ (16歳未満の方) 控除の適用はありませんが、非課税判定等に必要です。			申告書おもて面 ③「③扶養控除」の欄に、氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号を記入してください。 ↓ 配偶者・扶養親族と別居している方は、申告書うら面 ⑫ 欄に、別居先の住所を記入してください。 なお、その方が国外居住の場合は、詳細をご記入いただく必要がありますので、お問い合わせください。 ④ ③へ 円		
		一般扶養	平成21年1月1日以前生まれ (16歳以上で下段以外の方)		330,000円			
		特定扶養	平成14年1月2日 ～平成18年1月1日生まれ (19歳～22歳の方)		450,000円			
		老人扶養	昭和30年1月1日以前生まれ (70歳以上の方)		380,000円			
		同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、あなたや配偶者と同居している場合		450,000円			
		④ 基 礎 控 除	右の表により算出してください。合計所得金額が2,400万円超の場合は、3段階で減少し、2,500万円を超える場合は適用外となります。	合計所得金額(※2)			基礎控除	
2,400万円以下				430,000円				
2,400万円超 2,450万円以下				290,000円				
2,450万円超 2,500万円以下				150,000円				
2,500万円超				0円				

種 類	控 除 の 概 要 と 控 除 額 等																				
②⑥ 雑損控除	次の表に当てはめて、控除額を計算してください。 <table border="1"> <tr> <td>① 損 害 金 額</td><td>② 保険金などで補填される金額</td><td>③ 差引損失額(①-②)</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2">総所得金額等(※1) × 10%</td><td>④ (③ - 総所得金額等 × 10%)</td></tr> <tr> <td colspan="2">小数点以下切捨て</td><td>円</td></tr> <tr> <td>⑤ (③のうち災害関連支出の金額)</td><td colspan="2">⑥ (⑤ - 5万円)</td></tr> <tr> <td>円</td><td colspan="2">円</td></tr> </table>		① 損 害 金 額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額(①-②)	円	円	円	総所得金額等(※1) × 10%		④ (③ - 総所得金額等 × 10%)	小数点以下切捨て		円	⑤ (③のうち災害関連支出の金額)	⑥ (⑤ - 5万円)		円	円		あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（前年中の総所得金額等が48万円以下の方）が有する資産等が、災害・盗難・横領などで損失を受けた場合に控除されます。 ○災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書などを添付してください。 申告書おもて面 ③ 「②⑥雑損控除」の欄に、左の①②⑤の金額を転記してください。 ⑤と⑥のいずれが多いほうの金額 ④ ②⑥へ 円
① 損 害 金 額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額(①-②)																			
円	円	円																			
総所得金額等(※1) × 10%		④ (③ - 総所得金額等 × 10%)																			
小数点以下切捨て		円																			
⑤ (③のうち災害関連支出の金額)	⑥ (⑤ - 5万円)																				
円	円																				
②⑦ 医 療 費 控 除	次の表に当てはめて、控除額を計算してください。 ★「従来の医療費控除」または「セルフメディケーション税制」のどちらかを選択してください。 従来の医療費控除 <table border="1"> <tr> <td>A 支払った医療費等</td><td>B 保険金などで補填される金額</td><td>C (A-B) マイナスの時は0</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>D 総所得金額等(※1)</td><td>E (D × 5%)</td><td>F 10万円とEの少ない方の金額</td></tr> <tr> <td>円</td><td>小数点以下切捨て 円</td><td>円</td></tr> </table> セルフメディケーション税制 <table border="1"> <tr> <td>A 支払った金額</td><td>B 保険金などで補填される金額</td><td>C (A-B) マイナスの時は0</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </table>		A 支払った医療費等	B 保険金などで補填される金額	C (A-B) マイナスの時は0	円	円	円	D 総所得金額等(※1)	E (D × 5%)	F 10万円とEの少ない方の金額	円	小数点以下切捨て 円	円	A 支払った金額	B 保険金などで補填される金額	C (A-B) マイナスの時は0	円	円	円	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に医療費又はスイッチOTC医薬品の購入費を一定の金額以上支払った場合に控除されます。 ○「B 保険金などで補填される金額」には、健康保険から給付される高額療養費、生命保険会社からの入院給付金、手術給付金等を記入します。 申告書おもて面 ③ 「②⑦医療費控除」の欄に、左のA、Bの金額を転記してください。 C - F の金額 (最高額は200万円) ④ ②⑦へ マイナスの時は0円 円 申告書おもて面 ④ 「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入し、③ 「②⑦医療費控除」の欄に、左のA、Bの金額を転記してください。 C - 12,000円 (最高額は88,000円) ④ ②⑦へ 円
A 支払った医療費等	B 保険金などで補填される金額	C (A-B) マイナスの時は0																			
円	円	円																			
D 総所得金額等(※1)	E (D × 5%)	F 10万円とEの少ない方の金額																			
円	小数点以下切捨て 円	円																			
A 支払った金額	B 保険金などで補填される金額	C (A-B) マイナスの時は0																			
円	円	円																			

- ※1 総所得金額等とは…損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑫の金額）、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く。）の合計額をいいます。
- ※2 合計所得金額とは…上記の総所得金額等の説明文の、「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたものをいいます。
- ※3 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除・同一生計配偶者（配偶者控除）・配偶者特別控除・扶養控除に該当するかどうかは前年12月31日の現況で判定します。（前年中に死亡した扶養親族の場合は死亡時の現況で判定）

次の事項に該当する方は、うら面へ記入してください。

- 前年中に事業専従者がいる場合は、申告書うら面 **⑪** 欄に氏名等を記入してください。
- 別居の扶養親族等がいる場合は、申告書うら面 **⑫** 欄に氏名等を記入してください。
- 寄附金税額控除を受ける場合は、申告書うら面 **⑭** 欄に寄附金額を記入してください。
- 所得金額調整控除を受ける場合は、申告書うら面 **⑮** 欄に氏名等を記入してください。
- 前年中に所得のなかった方は、申告書うら面 ◆前年中に所得のなかった方◆ 欄にチェックを入れてください。

下書き用

記入漏れにご注意ください。

	扶養親族がいる方	扶養親族がいない方
均等割が課税されない方	合計所得金額(※2)が次の金額以下の場合 35万円×(扶養親族数+1)+31万円	合計所得金額(※2)が45万円以下の場合
所得割が課税されない方	総所得金額等(※1)が次の金額以下の場合 35万円×(扶養親族数+1)+42万円	総所得金額等(※1)が45万円以下の場合
均等割も所得割も課税されない方	○生活保護法の規定による生活扶助を賦課期日時点で受けている方 ○障害者・未成年者(平成19年1月3日以後に生まれた方)・寡婦又はひとり親で、 前年の合計所得金額(※2)が135万円以下の方	

★16歳未満の扶養親族及び同一生計配偶者も均等割・所得割算定の際は上記の扶養親族数に算入します。